

加入者(任意継続)

令和4年度(2022年4月~2023年3月)

健診のご案内

- P1.2 被保険者(ご本人)が受診する健診について
- P3 被扶養者(ご家族)が受診する健診について
- P4 共通ページ

健診は健康状態を知る第一歩です。協会けんぽでは、みなさまの健康の保持・増進のため、健診と健康づくりの支援を行っています。

- 年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助します。
- 受診時に協会けんぽの加入者であることが必要です。保険証に記載されている「資格喪失予定年月日」以降は受診できませんのでご注意ください。
- 被保険者(ご本人)の方と被扶養者(ご家族)の方では、受診できる健診の種類、健診実施機関、申込方法が異なります。お間違えのないようご注意ください。



被保険者(ご本人) この健診は被保険者(ご本人)の方が対象です。被扶養者(ご家族)の方は3ページを参照のうえ、特定健康診査をお申し込みください。

このページに記載している金額は、協会と健診機関との間で契約している最高額であり、受診対象年齢を満たす被保険者(ご本人)のみに適用されます。一部の健診機関では、ご家族の方や受診対象年齢に該当しないご本人などに対し、同等の健診や検査などをご案内していることがあります。その場合に適用される料金形態等は、各健診機関が独自に定める方法に従っていただくことになります。

生活習慣病予防健診では、次のような内容を検査します

健診の種類	検査の内容	受診対象年齢	自己負担額
一般健診	<ul style="list-style-type: none"> ● 診察等 / 視診、触診、聴打診などを行います。 ● 問診 / 現在の健康状態や生活習慣を伺い、検査の参考にします。 ● 身体計測 / 身長、体重、腹囲、視力、聴力を測ります。 ● 血圧測定 / 血圧を測り、循環器系の状態を調べます。 ● 尿検査 / 腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます。 ● 便潜血反応検査 / 大腸からの出血を調べます。 ● 血液検査 / 動脈硬化、肝機能などの状態や糖尿病、痛風などを調べます。 ● 心電図検査 / 不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます。 ● 胸部レントゲン検査 / 肺や気管支の状態を調べます。 ● 胃部レントゲン検査 / 食道や胃、十二指腸の状態を調べます。 <small>※上記項目は生活習慣病の予防に必要な検査項目のため、全て受診していただくようになっています。</small>	35歳~74歳の方	最高 7,169円
眼底検査	健診結果(血糖及び血圧の項目)等から、医師が必要と判断する場合のみ実施します。		最高 79円
子宮頸がん検診(単独受診)	● 問診・細胞診 / 子宮頸部の細胞を採取して調べます。自己採取による検査は実施していません。	20歳~38歳の偶数年齢の女性の方	最高 1,039円

一般健診に追加して受診する健診(セット受診のみで単独受診はできません。)

付加健診	<ul style="list-style-type: none"> ● 尿沈渣顕微鏡検査 ● 血液学的検査(血小板数、末梢血液像) ● 生化学的検査(総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、アミラーゼ、LDH) ● 眼底検査 ● 肺機能検査 ● 腹部超音波検査 	一般健診を受診する ①40歳の方 ②50歳の方	最高 4,802円
乳がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診 ● 乳房エックス線検査 	一般健診を受診する 40歳~74歳の偶数年齢の女性の方	50歳以上 最高 1,086円 40歳~48歳 最高 1,686円
子宮頸がん検診	<ul style="list-style-type: none"> ● 問診 ● 細胞診 <small>※子宮頸部の細胞を採取して調べます。自己採取による検査は実施していません。</small>	一般健診を受診する 36歳~74歳の偶数年齢の女性の方 <small>※36歳、38歳の方は、子宮頸がん検診の単独受診も可能です。</small>	最高 1,039円
肝炎ウイルス検査	<ul style="list-style-type: none"> ● HCV抗体検査 ● HBs抗原検査 <small>※肝炎ウイルス検査は、受診者ご本人が直接健診機関にお申し込みください。申込書は、健診機関の窓口で希望するか協会けんぽホームページからダウンロードできます。</small>	一般健診と同時受診 <small>※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は受診できません。</small>	最高 624円

※多数の方を対象に実施する健診は、特定の疾病の発見を目的とした精密検査などとは異なり、その精度には限界があります。日ごろから健康管理に心がけ、気がかりなことがありましたらかかりつけ医に相談しましょう。

こんなときどうする? お問い合わせが多いQ&Aです。ぜひお役立てください。

生活習慣病予防健診(ご本人)

- Q.1 予約後に都合が悪くなりました。予約日を変更したいのですが、どうすればいいですか?
A.1 予約をしている健診機関に連絡し、予約日を調整してください。(協会けんぽへのご連絡は不要です)
- Q.2 健診機関を変更したい場合は、どうすればいいですか?
A.2 予約をしている健診機関にキャンセルのご連絡と、変更先の健診機関へのご予約をお願いいたします。(協会けんぽへのご連絡は不要です)
- Q.3 受けたい検査項目を選んで受診することは可能ですか?
A.3 できません。生活習慣病予防健診は疾病の早期発見を目的として総合的に結果判定をするものですので、全項目受診が前提となっております。ただし、当日の体調等を考慮して健診機関の医師の判断で一部検査を行わなかった場合は、この限りではありません。
- Q.4 当日、健診機関の窓口で支払う現金の他に何を持って行けばいいですか?
A.4 保険証を忘れずにお持ちください。そのほか事前に健診機関からのご案内や検便の検査キットなどが届きますので、その案内に従ってください。

特定健診(ご家族)

- Q.1 受診券(セット券)が手元に届く前に受診しても補助は受けられますか?
A.1 受けられません。協会けんぽの特定健診は受診券(セット券)がないと受診できません。
- Q.2 「受診券(セット券)申請書」はどこで入手できますか?
A.2 協会けんぽのホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽの支部にお問い合わせください。
- Q.3 予約後に都合が悪くなりました。予約日を変更したいのですが、どうすればいいですか?
A.3 予約をしている健診機関に連絡し、再度予約日を調整してください。
- Q.4 当日、健診機関の窓口で支払う現金のほかに何を持っていけばいいですか?
A.4 受診券(セット券)と保険証を忘れずにお持ちください。また、昨年度、特定健診を受診された方で、健診結果票がある方はぜひお持ちください。

健診機関のご案内

生活習慣病予防健診(ご本人)または特定健診(ご家族)は、協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診することができます。受診できる健診機関は、協会けんぽのホームページでご確認いただくか、協会けんぽの支部までお問い合わせください。

協会けんぽのホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索

協会けんぽ都道府県支部の連絡先

北海道	011-726-0352	埼玉	048-658-5915	岐阜	058-255-5159	鳥取	0857-25-0054	佐賀	0952-27-0615
青森	017-721-2723	千葉	043-382-8313	静岡	054-275-6605	島根	0852-59-5204	長崎	095-829-5002
岩手	019-604-9089	東京	03-6853-6111	愛知	052-856-1490	岡山	086-803-5784	熊本	096-340-0264
宮城	022-714-6854	神奈川	045-270-9976	三重	059-225-3315	広島	082-568-1032	大分	097-573-6642
秋田	018-883-1893	新潟	025-242-0264	滋賀	077-522-1113	山口	083-974-1501	宮崎	0985-35-5384
山形	023-629-7235	富山	076-431-5273	京都	075-256-8635	徳島	088-602-0264	鹿児島	099-219-1734
福島	024-523-3919	石川	076-264-7204	大阪	06-7711-4300	香川	087-811-0574	沖縄	098-951-2011
茨城	029-303-1584	福井	0776-27-8304	兵庫	078-252-8705	愛媛	089-947-2119		
栃木	028-616-1695	山梨	055-220-7754	奈良	0742-30-3706	高知	088-820-6020		
群馬	027-219-2104	長野	026-238-1253	和歌山	073-435-0224	福岡	092-283-7621		

健康づくりは
しあわせづくり。
私たちが
応援します。

健診後は、健康サポート(保健指導)を受けましょう。

被保険者(ご本人)の方は、協会けんぽの支部にお電話ください。被扶養者(ご家族)の方で保健指導に該当する方には、利用券をお届けしますので生活習慣の改善に取り組みましょう。



※健診結果は受診者自身の今後の健診・治療及び保健師等による保健指導・健康相談並びに個人が識別されない方法での統計・調査研究にのみ利用します。

令和4年度（2022年4月～2023年3月）生活習慣病予防健診対象者年齢一覧表

年齢	生年月日	一般	単独子宮頸がん	付加	乳がん	子宮頸がん	年齢	生年月日	一般	単独子宮頸がん	付加	乳がん	子宮頸がん
20歳	H14.4.2～H15.4.1	×	●	×	×	×	50歳	S47.4.2～S48.4.1	●	×	●	●	●
21歳	H13.4.2～H14.4.1	×	×	×	×	×	51歳	S46.4.2～S47.4.1	●	×	×	×	×
22歳	H12.4.2～H13.4.1	×	●	×	×	×	52歳	S45.4.2～S46.4.1	●	×	×	●	●
23歳	H11.4.2～H12.4.1	×	×	×	×	×	53歳	S44.4.2～S45.4.1	●	×	×	×	×
24歳	H10.4.2～H11.4.1	×	●	×	×	×	54歳	S43.4.2～S44.4.1	●	×	×	●	●
25歳	H 9.4.2～H10.4.1	×	×	×	×	×	55歳	S42.4.2～S43.4.1	●	×	×	×	×
26歳	H 8.4.2～H 9.4.1	×	●	×	×	×	56歳	S41.4.2～S42.4.1	●	×	×	●	●
27歳	H 7.4.2～H 8.4.1	×	×	×	×	×	57歳	S40.4.2～S41.4.1	●	×	×	×	×
28歳	H 6.4.2～H 7.4.1	×	●	×	×	×	58歳	S39.4.2～S40.4.1	●	×	×	●	●
29歳	H 5.4.2～H 6.4.1	×	×	×	×	×	59歳	S38.4.2～S39.4.1	●	×	×	×	×
30歳	H 4.4.2～H 5.4.1	×	●	×	×	×	60歳	S37.4.2～S38.4.1	●	×	×	●	●
31歳	H 3.4.2～H 4.4.1	×	×	×	×	×	61歳	S36.4.2～S37.4.1	●	×	×	×	×
32歳	H 2.4.2～H 3.4.1	×	●	×	×	×	62歳	S35.4.2～S36.4.1	●	×	×	●	●
33歳	H 1.4.2～H 2.4.1	×	×	×	×	×	63歳	S34.4.2～S35.4.1	●	×	×	×	×
34歳	S63.4.2～H 1.4.1	×	●	×	×	×	64歳	S33.4.2～S34.4.1	●	×	×	●	●
35歳	S62.4.2～S63.4.1	●	×	×	×	×	65歳	S32.4.2～S33.4.1	●	×	×	×	×
36歳	S61.4.2～S62.4.1	●	●	×	×	●	66歳	S31.4.2～S32.4.1	●	×	×	●	●
37歳	S60.4.2～S61.4.1	●	×	×	×	×	67歳	S30.4.2～S31.4.1	●	×	×	×	×
38歳	S59.4.2～S60.4.1	●	●	×	×	●	68歳	S29.4.2～S30.4.1	●	×	×	●	●
39歳	S58.4.2～S59.4.1	●	×	×	×	×	69歳	S28.4.2～S29.4.1	●	×	×	×	×
40歳	S57.4.2～S58.4.1	●	×	●	●	●	70歳	S27.4.2～S28.4.1	●	×	×	●	●
41歳	S56.4.2～S57.4.1	●	×	×	×	×	71歳	S26.4.2～S27.4.1	●	×	×	×	×
42歳	S55.4.2～S56.4.1	●	×	×	●	●	72歳	S25.4.2～S26.4.1	●	×	×	●	●
43歳	S54.4.2～S55.4.1	●	×	×	×	×	73歳	S24.4.2～S25.4.1	●	×	×	×	×
44歳	S53.4.2～S54.4.1	●	×	×	●	●	74歳	S23.4.2～S24.4.1	●	×	×	●	●
45歳	S52.4.2～S53.4.1	●	×	×	×	×	75歳*	S22.4.2～S23.4.1	●	×	×	×	×
46歳	S51.4.2～S52.4.1	●	×	×	●	●							
47歳	S50.4.2～S51.4.1	●	×	×	×	×							
48歳	S49.4.2～S50.4.1	●	×	×	●	●							
49歳	S48.4.2～S49.4.1	●	×	×	×	×							

※今年度で75歳を迎える方は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となりますので、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

被保険者（ご本人）の方のご予約から結果受け取りまでの流れ

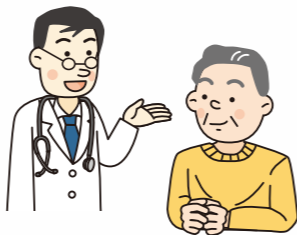
1 受診を希望する健診機関に予約する

- 協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診することができます。
- 受診を希望する方は、上記の年齢一覧表を参照し、希望する健診の種類（付加健診や乳がん検診など）を確認のうえ健診機関に連絡して受診日を予約してください。
- ご予約の際は、保険証に記載されている「記号」「番号」「保険者番号」が必要となりますので、保険証をお手元にご用意ください。
- 協会けんぽへのご連絡は不要です。



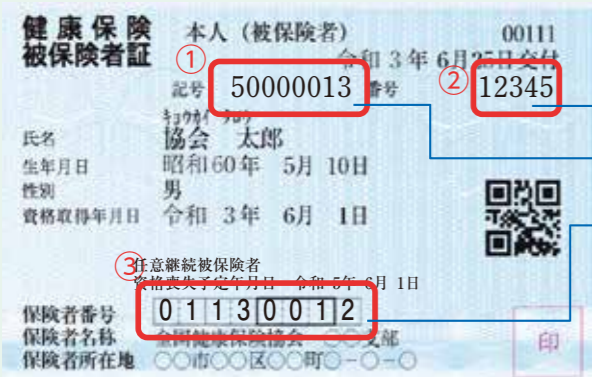
2 健診を受診する

- 受診日が近づきましたら、健診機関から問診票や検査キットなどが送付されます。
- ご案内にしたがって受診してください。
- 健診を受ける日が近づいても受診のご案内がない場合は、健診機関にお問い合わせください。
- 当日は保険証が必要です。忘れずにお持ちください。



3 健診結果を受け取る

- 健診受診後、受診した健診機関から健診結果が届きます。



健診機関へのご予約の際は、お手元に「保険証」をご用意いただき、

「記号 ①」
「番号 ②」
「保険者番号 ③」

を必ずお伝え願います。

被扶養者（ご家族） この健診は被扶養者（ご家族）の方が対象です。被保険者（ご本人）の方は生活習慣病予防健診をお申し込みください。

特定健診では、次のような内容を検査します

健診の種類	検査の内容
基本的な健診	●診察等／視診、触診、聴打診などを行います。
	●問診／現在の健康状態や生活習慣（飲酒、喫煙の習慣など）を伺い、検査の参考にします。
詳細な健診	●身体計測／身長、体重、腹囲を測ります。
	●血圧測定／血圧を測り、循環器系の状態を調べます。
	●血中脂質検査※／動脈硬化などの原因となる中性脂肪やHDLコレステロール、LDLコレステロール（もしくはnon-HDLコレステロール）を測定します。
	●肝機能検査※／肝細胞の酵素を測定し、肝機能などの状態を調べます。
	●血糖検査※／空腹時血糖またはHbA1c、随時血糖を測定し、糖尿病などを調べます。（随時血糖を測定する場合は、食事開始後3.5時間以上経過していること。）
	●尿検査／腎臓、尿路の状態や糖尿病などを調べます。 ※採血により検査をします。
	●心電図検査／不整脈や狭心症などの心臓に関わる病気を調べます。
	●眼底検査／眼底カメラで瞳孔から網膜を撮影し、眼底の血管を調べます。糖尿病による目の病気や動脈硬化の状態などを知ることができます。
	●貧血検査※／血液中の赤血球数、色素量などを測定し、貧血などの血液の病気を調べます。
	●血清クレアチニン検査※／腎臓の働きが低下していないか調べます。（eGFRによる腎機能の評価を含む） ※採血により検査をします。

被扶養者（ご家族）のうち、40歳～74歳の方

健診の対象となる方

今年度にはじめて特定健診の対象となる方は、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日生まれの方です。40歳の誕生日を迎えていなくても令和4年4月1日から受診できます。昭和22年4月1日～昭和23年3月31日生まれの方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

※がん検診等については、健康増進法等に基づいて市区町村が実施することとなっています。実施する健診の種類や手続き方法、受診できる健診機関等については、お住まいの市区町村の広報などでご確認ください。

健診機関の窓口でお支払いいただく額は、「健診費用の総額」から「協会けんぽが補助する金額」を差し引いた額となります。健診費用の総額が健診機関ごとに異なりますので、お支払いいただく金額は一律ではありません。

協会けんぽが補助する金額（年度内お一人様1回に限ります）

- 基本的な健診のみを受診した場合 >> 最高 **7,150円** を補助します。
- 医師の判断で、更に詳細な健診を受診した場合 >> 更に最高 **3,400円** を補助します。

被扶養者（ご家族）の方のお申し込みから受診までの流れ

特定健診を受診するには、受診券（セット券）が必要となります。受診券（セット券）申請書によりお申し込みの手続きをお願いします。

1 受診券（セット券）を申請する

- 受診券（セット券）申請書に必要事項を記入のうえ、協会けんぽの支部に郵送してお申し込みください。



2 受診券（セット券）の受け取り

- 協会けんぽから受診券（セット券）をお届けします。

3 健診機関に予約する

- 事前に健診機関への予約が必要です。受診できる健診機関は協会けんぽのホームページでご確認いただくか、お近くの協会けんぽ支部までお問い合わせください（最終頁参照）。
- 健診費用は健診機関によって異なります（上記参照）。詳しくは、ご予約の際、健診機関に直接お尋ねください。

4 健診を受ける

- 受診日当日は下記のことを忘れずにお持ちください。
 - ①特定健康診査受診券（セット券）
 - ②健康保険被保険者証（保険証）
 - ③健診費用（自己負担分）（事前に健診機関にご確認ください）
- お支払いいただく健診費用は、総額から協会けんぽが補助する金額を差し引いた額となります（上記参照）。
- 昨年度特定健診を受診された方で、前回の健診結果票がある方はぜひお持ちください。